

(財)食品産業センター 環境委員会NEWS

No. 2 2

平成22年10月12日発行

<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/committee/index.html>

(財)食品産業センター環境委員会

事務局 砂田・下田

TEL: 03-3224-2384

FAX: 03-3224-2398

=====

賛助会員各位

日頃より(財)食品産業センター 環境委員会の活動にご理解とご協力賜り誠にありがとうございます。

環境委員会 NEWS No.21 でお願いいたしました容器包装リサイクル法に関するアンケートに、多数のご協力を頂きありがとうございました。

配信記事

1. 「産構審 容器包装リサイクルWG（第47回）」開催—平成23年度容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率公表

産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルWG（第47回）が10月8日（金）に開催され、平成22年度の容器包装リサイクル法の義務量等に係る量・比率が公表されました。

公表された数値を基に、環境委員会事務局にて平成23年度容器包装リサイクル委託金額算定のための**算定係数**を試算しましたのでお知らせいたします。

★産構審 容器包装リサイクルWG（第47回）

- 議題 (1) 平成23年度～平成27年度の再商品化計画について
(2) 容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率について

配布資料 <http://www.shokusan.or.jp/kankyo/committee/youriwg/youriwg47.pdf>

★リサイクル金額＝排出量×**算定係数**×**委託単価**

★添付資料①平成23年度算定係数表（環境委員会事務局試算 案）

②平成22年度再商品化委託料金計算表

また、公表された量・比率に関しまして、意見募集（パブリックコメント）が公開されましたのでご案内いたします。
意見を提出される場合、参考まで環境委員会にもご連絡をお願いいたします。

★パブリックコメント締切：11月11日（木）

★パブリックコメントを掲載しているホームページ：

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595110080&Mode=0>

※環境委員ニュースは、メール又はFAXで配信しています。

FAX配信の場合、添付資料等により送付部数が多くなることがあり、全文を送付できないことがございます。

また、FAX配信では、参照資料のURLがリンクしておらず、参照のために手数料をおかけすることになります。

そのため、出来るだけメール配信でお願いしたく考えます。

現在、FAXで配信させていただいている方で、メール配信にご変更いただける方は、事務局までご連絡をお願いします。

（財）食品産業センター 技術環境部

環境委員会 事務局 砂田、下田

TEL:03-3224-2384 / FAX:03-3224-2398

Mail : c-sunada@shokusan.or.jp

添付資料①

平成23年度算定係数<修正版>(案)

※産構審第47回容器包装リサイクルWG資料により試算

【自主算定係数】

業種区分	ガラスびん						ペットボトル		紙製容器包装		プラスチック製容器包装		
	無色		茶色		その他		利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等	
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等							
容器	食料品製造業	0.32278	0.00924	0.36177	0.00368	0.96341	0.01756	0.59910	0.04030	0.05132	0.00181	0.77751	0.03252
	清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	0.31945	0.01249	0.34100	0.01531	0.90141	0.06355	0.54751	0.07954	0.04854	0.00321	0.78665	0.01344
	酒類製造業	0.30748	0.01930	0.35870	0.00595	0.93348	0.04378	0.60115	0.03256	0.05041	0.00252	0.78537	0.00327
	油脂加工品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05189	0.00163	0.72497	0.08255
	医薬品製造業	0.32901	0.00075	0.34890	0.01462	0.96023	0.00816	—	—	0.05266	0.00032	0.79978	0.00533
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	0.32411	0.00562	0.35922	0.00432	0.95798	0.03332	—	—	0.05268	0.00059	0.76548	0.03113
	小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05266	0.00051	0.80304	0.00753
	その他の事業	0.32727	0.00152	0.33697	0.00057	0.99692	0.03577	—	—	0.05280	0.00032	0.79879	0.00364
包装	各業種共通	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04016	—	0.58404	—

【簡易算定係数】

業種区分	ガラスびん						ペットボトル		紙製容器包装		プラスチック製容器包装		
	無色		茶色		その他		利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等	
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等							
容器	食料品製造業	0.32278	0.00924	0.32559	0.00368	0.96341	0.01756	0.56914	0.04030	0.04618	0.00163	0.66089	0.02926
	清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	0.30348	0.01249	0.25575	0.01531	0.85634	0.06355	0.46538	0.07556	0.03883	0.00321	0.62932	0.01344
	酒類製造業	0.21524	0.01641	0.25109	0.00535	0.70011	0.03722	0.45086	0.03256	0.04537	0.00252	0.47122	0.00327
	油脂加工品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04930	0.00163	0.65247	0.08255
	医薬品製造業	0.19741	0.00067	0.27912	0.01316	0.28807	0.00816	—	—	0.03423	0.00031	0.35990	0.00400
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	0.32411	0.00562	0.35922	0.00432	0.95798	0.03332	—	—	0.05268	0.00059	0.72721	0.03113
	小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	0.03950	0.00046	0.68259	0.00715
	その他の事業	0.22909	0.00152	0.03370	0.00057	0.79753	0.03398	—	—	0.03696	0.00024	0.35946	0.00292
包装	各業種共通	—	—	—	—	—	—	—	—	0.03012	—	0.37963	—

再商品化実施委託料金の計算方法

排出見込量が算出できない場合は簡易算定方式で計算します。

計算式

$$\left(\begin{array}{c} \textcircled{1} \\ \text{「前年度において販売した商品」} \\ \text{に利用}^{\ast 1}\text{した特定容器包装の量} \\ \text{(kg)} \end{array} - \begin{array}{c} \textcircled{2} \\ \text{①のうち、自ら又は他者への} \\ \text{委託により回収した量}^{\ast 2} \\ \text{(kg)} \end{array} \right) \times \text{簡易算定係数} \times \text{実施委託単価} = \text{実施委託料金 (円)}$$

●排出見込量 (kg)

排出見込量
計算式

$$\text{排出見込量 (kg)} = \begin{array}{c} \textcircled{1} \\ \text{「前年度において販売した商品」に利用}^{\ast 1}\text{した特定容器包装の量} \\ \text{(kg)} \end{array} - \begin{array}{c} \textcircled{2} \\ \text{①のうち、自ら又は他者への委託により回収した量}^{\ast 2} \\ \text{(kg)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{[①-②]のうち、事業所向けに販売した量} \\ \text{(kg)} \end{array}$$

算出できない 不明

※1 「特定容器製造等事業者」の場合は、「利用」を「製造」に読みかえてください。
※2 自ら又は他者への委託により回収した特定容器や包装であっても、その後、市町村により分別収集され分別基準適合物となるものや、市町村により分別等を行い売却、再商品化又は埋立等により最終処分をされたもの等は、②に含まれません。

●簡易算定係数 (平成22年度)

業種区分	ガラスびん						ペットボトル		紙製容器包装		プラスチック製容器包装	
	無色		茶色		その他		利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等						
食品製造業	0.35746	0.01060	0.38314	0.00280	0.67714	0.01789	0.50564	0.03482	0.04532	0.00170	0.76508	0.03219
清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	0.31686	0.01429	0.28138	0.01899	0.61664	0.07620	0.42704	0.08094	0.03627	0.00240	0.72799	0.01495
酒類製造業	0.25676	0.02005	0.29695	0.00663	0.52639	0.02408	0.45011	0.03059	0.04439	0.00297	0.60991	0.00448
油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04740	0.00244	0.75254	0.09343
医薬品製造業	0.22069	0.00068	0.35181	0.01269	0.29284	0.00677	—	—	0.03110	0.00021	0.37172	0.00350
化粧品・歯磨き・その他の化粧品調整品製造業	0.36136	0.00472	0.36574	0.00695	0.68889	0.00693	—	—	0.04910	0.00129	0.84077	0.04061
小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	0.03367	0.00033	0.78719	0.00778
その他の事業	0.23367	0.00218	0.04271	0.00168	0.52403	0.02522	—	—	0.03358	0.00031	0.41489	0.00307
包装 各業種共通	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02628	—	0.42269	—

※容器の算定係数は「(再商品化義務総量)×(特定容器比率)×(業種別比率)×(業種別特定容器利用事業者比率)×(100-事業系比率)÷(業種別特定容器利用(製造等)事業者総排出見込量)」の計算式で求めています。簡易算定方式に用いる算定係数は、自主算定方式に用いる算定係数に(100-事業系比率)を乗じて算出されたものです。計算の根拠となる量と比率は毎年、国から発表されます。

●実施委託単価 (平成22年度) 実施委託単価は「自主算定」「簡易算定」とも同じ金額です。

無色のガラスびん	茶色のガラスびん	その他の色のガラスびん	ペットボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装
3.8円/kg	5.3円/kg	9.5円/kg	4.2円/kg	16.0円/kg	53.2円/kg

〈簡易算定方式による再商品化実施委託料金算定の事例〉

事例

B社では、ペットボトルの容器を年間200万本外部から購入し、ミネラルウォーターをつめて販売しています。回収した量はあります。業務用販売量は不明です。この事業者の再商品化の実施委託料金は？

このケースでは
業務用の販売数量が不明のため
簡易算定方式になります。

業種区分：清涼飲料製造業
容器包装区分：ペットボトル

年間利用量－年間回収量を
計算します

排出見込量が計算できない場合は、年間利用量から回収量を引いた量に簡易算定係数を掛けて再商品化義務量を求めます。

年間利用量：200万本×@62g
= 124,000kg
年間回収量：0kg
※ペットボトル1個の重量は62g

再商品化義務量を
計算します

再商品化義務量

(年間利用量－年間回収量)
× 算定係数

年間利用量：124,000kg
算定係数：0.42704(簡易算定係数)
※算定係数はペットボトルの利用で清涼飲料製造業の欄の数値を用います

実施委託料金を
計算します

実施委託料金

「再商品化義務量」×実施委託単価

再商品化義務量：52,953kg
実施委託単価：4.2円

※実施委託単価はペットボトルの数値を用います

再商品化義務量(小数点第1位を四捨五入)

124,000kg

年間利用量 (kg)

× 0.42704

算定係数

× 4.2円/kg

実施委託単価

= 222,402円

実施委託料金 (円)
(円未満切り捨て)

※キャップはプラスチック製容器として別途計算します。